

各地区代議員意見交換用メーリングリスト運用細則
(平成26年1月21日制定)

(利用目的)

第1条 日本緩和医療学会各地区代議員意見交換用メーリングリスト（以下、地区代議員MLという）の利用は、各地区における代議員間の意見交換の支援、情報の共有化および事務連絡の効率化を図ることを目的とする。

(管理・運営・運用)

第2条 地区代議員MLは、UMINが提供するメーリングリストサービス（以下、Million [ミリオン]という）を利用し、日本緩和医療学会が管理・運営する。設置にあたっては、理事会の承認を経て設置し、事務局がコーディネータ（管理者）として運用する。

(構成)

第3条 地区代議員MLは、次の7地区から構成される。

- ① 北海道地区・・・「北海道地区代議員意見交換用ML」
- ② 東北地区・・・「東北地区代議員意見交換用ML」
- ③ 関東・甲信越地区・・・「関東・甲信越地区代議員意見交換用ML」
- ④ 中部・北陸地区・・・「中部・北陸地区代議員意見交換用ML」
- ⑤ 関西地区・・・「関西地区代議員意見交換用ML」
- ⑥ 中国・四国地区・・・「中国・四国地区代議員意見交換用ML」
- ⑦ 九州地区・・・「九州地区代議員意見交換用ML」

(運用規定)

第4条 地区代議員MLは、当該地区の代議員である者のみ利用できる。

2. 地区代議員MLの利用期間は、代議員の任期開始日から任期終了日までとする。

3. 登録内容を変更する場合は、地区委員会委員長および当該地区委員の承認を経てコーディネータが登録内容を変更する。

4. 所属の変更届出があり所属地区を変更する場合および代議員の資格を失った場合には、地区委員会委員長および当該地区委員の承認を経てコーディネータが登録メーリングリストを変更する。

5. 地区代議員MLを用いて発信するメッセージは、Million [ミリオン]を経由して当該地区の代議員全員に配信される。

6. 地区代議員MLでは、本文はテキストを使用し、特殊文字およびHTMLなどの使用を禁じる。地区代議員MLでは、当該地区の代議員同士であってもMillion [ミリオン]を経由せずに直接メッセージのやり取りは出来ない。

(禁止事項)

第5条 地区代議員MLでは、次の各号に定める事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 営利目的の行為および特定の団体等を利する行為
- (2) 公序良俗、並びに法令に違反する行為
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする行為
- (4) 個人および団体等を誹謗中傷する行為
- (5) 個人および団体等の財産・プライバシーを侵害する行為
- (6) 個人および団体等に不利益を与える行為
- (7) 個人および団体等の著作権を侵害する行為
- (8) 本MLに投稿された文章を投稿者の許可無く転用（転送・転載・引用・印刷配布等）する行為
- (9) 本MLの主旨に沿わない個人情報の利用等の行為
- (10) その他、日本緩和医療学会が不適切と判断するすべての行為

(細則の変更)

第6条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。